

## 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 開催案内

型枠支保工の組立て又は解体の作業を行う場合は、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者から作業主任者を選任しなければなりません。

この講習は、型枠支保工の組立て等作業主任者の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた講習です。

### 1. 受講資格・免除資格

#### (1) 受講資格

以下のいずれかに該当する者

①型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者

③その他厚生労働大臣が定める者

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するものとする。

I	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者
II	職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

Ⅲ	職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練を修了した者
---	--

## (2) 免除資格

下記の免除資格①～③のいずれかに該当する者は、「作業の方法に関する知識」、「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」の2科目が免除されます。

免除資格①	上記「厚生労働大臣が定める者」のうち、Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する者
免除資格②	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設科、型枠科若しくはブロック建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者
免除資格③	職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、「ブロック建築」又は「とび」に係る1級又は2級の技能検定に合格した者

下記の免除資格④に該当する者は、「作業の方法に関する知識」、「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」、「作業者に対する教育等に関する知識」の3科目が免除されます。

免除資格④	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる「建設科」、「建築科」、「建築ブロック科」又は「とび科」の職業訓練指導員免許を受けた者
-------	---

## 2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲	8月18日（月）～ 8月19日（火）	出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館）	60名	7月29日 （火）
益田	11月25日（火）～ 11月26日（水）	益田市遠田町2179-1 （ジャストホール2F 研修室）	50名	11月10日 （月）

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

### 3. 講習科目及び時間割

《学科》 全科目受講者の方の受付は両日とも8：20からとなります。

- ・作業の方法に関する知識 (7時間)
- ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 (3時間)
- ・作業者に対する教育等に関する知識 (1時間30分)
- ・関係法令 (1時間30分)
- ・修了試験 (1時間)

(学科1日目 8：50～17：05 学科2日目(試験時間含む) 8：50～17：10)

免除資格①～③の方は2日目の12：30から受付を致します。

免除資格④の方は2日目の14：10から受付を致します。

### 4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 (2日間)	学科13時間 修了試験1時間	11,000円 ※	13,200円
一部免除 (1日間)	免除資格①～③ 学科3時間 修了試験1時間	8,800円 ※	11,000円
	免除資格④ 学科1.5時間 修了試験1時間		

※建災防島根県支部会員は、教材費部分(2,200円)を免除しております。

## 5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真（上半身3.0×2.4cm 裏面に氏名記載） 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し（※注意事項をご確認ください。）
- ④受講料（下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。）

（振込）事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの（写し）を  
申込書等に添付してお申し込みください。

### 振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572  
建設業労働災害防止協会島根県支部

- ⑤氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望がある場合  
（修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。）
  - ・旧姓を使用した氏名の場合  
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
  - ・通称の場合  
住民票又はそれに類する証明書

### ※注意事項

#### 受講資格等の証明について

##### ①申込時

受講申込書に証明欄を設けていますので、事業主の証明をお願いします。

事業主の原本証明ができない方（**事業主**、**個人受講者**）は、第三者（元請・関係請負人等）の証明を証明欄をお願いします。また添付した資格等については、原本確認をいたしますので、講習当日に必ず原本をご持参ください。（確認ができない場合は受講できません。）

## 6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。  
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

## 7. その他

- ・修了試験合格者には、当日修了証を交付します。(試験当日に必ず印鑑を持参してください)
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。  
(当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。)
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

## 8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

## 9. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。